

自由民権運動と西欧政治思想

— 比較文化の視点から —

(3) 啓蒙の時代から自由民権運動へ

中 村 啓 佑

Le premier mouvement pour le droit et la liberté
au Japon et les idées politiques occidentales.

— Du point de vue des cultures comparées —

(3) Les lumières au début de Meiji et le
mouvement pour la démocratie

Keisuke NAKAMURA

は じ め に

歴史のうちには、時の悠久を感じさせるようなどかな時代があるかと思えば、新しいもの、異なるものを求めて疾駆して行く激しい時代がある。すなわち、何十年もの期間を「太平」というたった一つのことばで形容できるような平板な時代もあれば、わずか5年、10年が明確な特色をもった一つの時世として浮き上がり、しかもそうした時世が継起して行く、あわただしくも、エネルギーに満ちた時代がある。本論が対象とする「自由民権運動」、それに先立つ開国から幕末、明治維新、文明開化へと続く一連の時代こそ、まさに、そのような、疾風怒濤の名にふさわしい時代というべきであろう。

先にも書いたように¹⁾、1874年（明治7年、民撰議院設立建白書の年）を10年遡れば攘夷論盛んな時代であり、さらに10年遡れば、ほとんどペリー来航と重なる。この20年間に私たちが受容した文物が、いかに多種多様であり、いかに大量であり、そしてその受容の仕方がいかに迅速であったかは、実に驚くべきものがあると言わねばならない。このすさまじい異文化

移入を可能にしたエネルギーは一体何であったのか？これが従来からの疑問であった。この素朴な疑問を掘り起こし正面から取り上げる機会となったのが、カリキュラム改革の結果担当することになった異文化関連の授業である。異文化移入と比較文化に関する問題点を整理し、未経験の授業を準備するために執筆したのが前稿二論であり、本稿はその続編にあたる。

最初の論文では、明治憲法発布にいたる自由民権運動前半の概観を試み、前稿では、幕末から明治初期にかけて西欧政治制度に関する知識がいかに移入されたかを、遣外使節団の記録三篇を中心に明らかにした。引きつづいて、本稿からいよいよ西欧政治思想そのものの問題に入ってゆくことになる。「西欧政治思想を学んだ人たちが、どこから、何を、どのように得たか」、「西欧政治思想は、そうした紹介者たちの手を経てどのように運動の担い手たちのもとに届き、どのような形で現実の運動に影響を与えたか」、言い換えれば、「異文化の一側面としての政治思想は、どのようにして移入され、どのように日本化していったか」という問題である。

ところで、自由民権運動家たちが受けた思想的影響といっても決して一様ではない。まず、それが運動の始まる以前に移入・紹介された思想であるのか、あるいは、運動の進展とともに世に現れて、運動家たちを鼓舞した思想であるのかを区別する必要がある。もとより自由民権運動は、突然に始まったものではない。最初の論文で見たように、運動が起こった社会的背景や必然性があるとしても、運動を支え展開するためには、ある程度の民権思想が既に根付いていなければならなかったはずであり、これを準備したのが、いわゆる啓蒙の時代の思想家たちであった。極端な言い方をすれば、自由民権運動が民主主義の実現に向かって動き出した時代だとすれば、それに先立つ明治初期の数年は、民主主義が紹介され、民衆がその新しい思想を渴仰した時代と言えるのではないだろうか。

本稿では、この時代に焦点をあて、その中心的思想家をとりあげ、その時代の政治思想の特色がどのあたりにあるかを明確にすることによって、次の時代の政治思想と対比するための材料を準備したい。従って、本稿が対象とする時代は明治初年から10年ばかりの期間である。取り上げる思想家は、福沢諭吉、中村正直、加藤弘之の3人であるが、なかでも福沢の思想を中心に3者を比較検討する。

I 文明開化と啓蒙の時代

1. 時代設定

いわゆる啓蒙思想家たちの著述がどのようなかたちで自由民権運動の思想的基盤を形成することになったのかを考えるにあたって、「明治維新」と呼ばれる時代、「文明開化」の時代、「啓蒙の時代」が、それぞれどのような関係にあるのか、そうした明治初期の社会的、文化的変動の中で、西欧政治思想は、どのように紹介され、流布していったのかを概観することは、

次章以下の具体的な分析を進めるために必要な作業であろう。

まず、最初に来るのが「明治維新」と呼ばれる時代であることは明らかであるが、その年代設定についてはさまざまな説がある。ここではそれらの説に詳しく立ち入る必要もないので、その始まりをもっとも古いものでペリー来航に、その終わりを、もっとも新しいところで1877年（明治11年）の西南戦争までとしていることを確認しておこう²⁾。

「明治維新」の語には、旧体制の破壊と新体制の建設という体制の変革に力点があるのに対して³⁾「文明開化」の語においては、むしろ、新たな文物の移入、生活習慣の改革、思想的な転換が前面に押し出されている。とはいえ、それらは、中央集権的近代国家の創設を目指した明治新政府が、西欧列強に追いつくために打ち出したさまざまな政策の一環であることに変わりはなく、富国強兵、殖産興業がハードな側面での政策とすれば、「文明開化」はソフトな側面での政策と言えるであろう。

「明治維新」と同様、「文明開化」の時代もまたその年代設定についての説は多様であるが、前稿でもあつかった岩倉具視米欧回覧使節の一行が日本を出発した1871年（明治4年）頃を始まりとし、1873、4年（明治6、7年）に最高潮に達して、1881年（明治14年）頃に終焉するという見方が一般的である。ただし、こうした見解は、「上からの開明政策が自由民権と対決した結果、その本質を露呈したという見解」にもとづいており、これに対して、文明開化を近代国民形成史途上のエネルギーとして見るならば、その開始時期は慶応年間にあり、1885年（明治18年）の内閣制度創設、あるいは1889年（明治22年）の憲法発布あたりを終わりとすることになる⁴⁾。本研究では、前稿でも強調したように、日本の西欧化を幕末から明治初期にかけての連続した運動としてとらえており、その意味でも、日本が積極的に西欧に目を向けた時代という意味で、文明開化はより大きな時代的広がりをもつと考えられる。もちろん、狭義には、文明開化の呼称が西洋技術に対する信仰にも近いオプティミズムを帯びていること、また後年、対決姿勢としてのナショナリズムが台頭した時期、世相風俗の側面だけが軽蔑的、諧謔的に強調されたあまり、通俗的にはこちらの方が文明開化を代表していることを確認しておく必要があるだろう。

一方、本稿が対象とする「啓蒙の時代」であるが、この語は、明治維新や文明開化のように日本史における歴史的用語として定着しているわけではない。「文明開化」の語が、産業・技術から教育、思想にいたるまでの幅広い、政策としての西欧化、すなわち政府主導の西欧化を指すとするならば、「啓蒙の時代」という語は、どちらかといえば開明的思想家たちの個人の資格における活動に焦点をあてた表現である。とはいえ、ヨーロッパにおける啓蒙の時代のように、広範囲な時代ではなく、明治初年に始まり「明六社」の活動を頂点とする、10年ばかりの、ごく短い時代である。Siècle des lumièresが、思想史、文化史上の時代区分として認知されているのに対して、日本における啓蒙の時代は、限られた分野で、特定の研究において

使用されているに過ぎない。

それでは、なぜ、この時代を、文明開化の時代と区別して取り上げねばならないのか。それは、西欧体験を基礎に、表現力と行動力を備え、社会的にも指導者的立場にある一部エリートたちの、民衆を教育・開明しようとした活動が、この一時期において実にめざましいものがあつたからである。しかし、何よりも私たちの注目を引くのは、一つには、やがて自由民権運動において社会的主張となるような思想、すなわち天賦人權の思想、人民と政府との契約の思想、個人の自由の思想、権力委託の思想などなどが、すでに明確な形で彼らの著作に現れているからである。そして、いま一つには、にもかかわらず、彼らの活動は、自由民権運動が高揚する以前に終焉し、自由民権の活動と融合するどころか、むしろ国会開設を時期尚早とした立場で明確な一線を画しているからである⁵⁾。

このことは、明六社の人々が個人として活動したとはいえ、国家の中枢近くに身を置いていたこと、それゆえ、彼らの思想が、大なり小なり漸進主義的であったことと無関係ではないであろう。しかしながら、彼らの思想が当時の知識人、大衆に大きな影響を与えたこと、その影響は、ときには著者本人たちの意図を超えてはるかに大きく、次に来る時代の人々をつき動かしたことも事実なのである。

2. 啓蒙思想の伝播

それでは、啓蒙家たちの思想はどのようにして民衆のもとに届いたのであろうか。

まず、出版であるが、なかでも、当時のベストセラーとなった数冊の書物がどれほどの売れ行きであったかを見ることにしよう。まず、福沢諭吉の場合、慶応2年に発表された『西洋事情』は売部数15万部、偽版をあわせれば25万部は下るまいと言われている⁶⁾。次いで、明治5年に初編を出した『学問のすすめ』は、福沢自身のことばを借りれば、初版が真偽版本合わせて22万部、明治19年までの総販売部数は70万部を数えたという⁷⁾。初版の22万部というのは、当時の人口を3,500万と考えて、160人に一人がこの書を読んだことになり、現在の人口との比率で考えれば、75万部にあたる。明治5年から19年までの70万部という数は、現在にあてはめると約240万部である。一方、明治4年に出版された中村正直の『西国立志編』にいたっては総計百万部の売れ行きと言われており⁸⁾、この場合だと、現在の人口比で有に340万部という膨大な数に上る。

もちろん、当時の思想の媒体が活字中心であり、書物の価値、読書という行為の重要性が現在よりもはるかに大きいこと、しかもこれらの書は、後で詳しく述べるように、教科書として用いられたことなどを差し引いて考えなければならない。しかしまた、これらの書物を実際に読んだ人々の数は、実際に売れた数をはるかに上回ると考えるべきであろう。というのは、出版流通事情は今日とは違っており、図書館制度も整備されていなかったから、一冊の書物が友

人、知人の間で回覧されたこと、筆写して読んだ人もいること、私塾などのテキストとして複数の人間に熟読されたことが考えられるからである。吉田松陰が一冊の書を借りるために山を越えて行った時代からまだ30年を経っていないのである。

こうした驚異的な読者数から、少なくとも次のことが言えるであろう。すなわち、当時の国内の政治・社会の状況と日本をとりまく国際的状況がいかに緊迫したものであったか、旧体制の崩壊と新体制の出現が生み出した社会的、心理的不安がいかに大きかったか、また、幕府の瓦解とともに封建制のモラルが根底から否定された後の、精神的混沌と空白の状況が、いかにすさまじいものであったかということである。であればこそ、民衆は新たな指針を渴望していたのであり、これらの書物は、そうした渴望を十分に満足させる力をもっていたということである。それはまさに砂漠をさまよう人々が見出した清冽な泉であった。人々がそこに押し寄せ喉をうるおしたとしても、なんら不思議はない。

しかも、抑えておかなければならないのは、そうした啓蒙思想が、少なくとも一面では明治初期の政府の文明開化的啓蒙政策に合致しており、政府はこうした書物を積極的に使用することによって人民を教化しようとしたことである。「一面では」というのは、その一方で、政教一致的な人民教化運動を展開して、人民に天皇崇拝を徹底させようとしていたからである⁹⁾。

「運動概略」にも書いたとおり、1871年（明治4年）から1873年（明治6年）にいたる3年間は、新政府の重要政策が出揃う時期であったが、なかでも、明治5年に発布された学制の発布は中央集権化を推し進めるための政治的色彩の濃い開明政策として大きな意味をもつものであった。小学校では、当時の啓蒙思想家の著書や翻訳書が広く教科書として用いられ、福沢諭吉の『西洋事情』や『学問のすすめ』、中村正直の『西国立志編』や、箕作麟祥の『泰西勸善訓蒙』などが高学年の教科書として読まれていた。そればかりではない。明治5年の「小学教則」には、阿部泰蔵訳『修身論』、フィッセルングの自然法の概説を神田孝平が訳した『性法略』などがあげられている。

当時使われていた教科書を目のあたりにすると、当時の文部省の開化政策の意気込みと初等教育のレベルの高さ、国民を啓蒙しようとする国家の意気込みとこれを受け止め自己啓発しようとする国民の気概のようなものが感ぜられる¹⁰⁾。家永三郎は、こうした状況について、次に来る自由民権時代と関連づけて、次のように述べている。

通俗啓蒙書と違ってこれら一流思想家の訳出にかかる書物では、前述のとおり近代憲法思想の基本的原理が、日本的歪曲なしに堂々と展開されていたのであるから、そんなむづかしいことを小学校や中学校の幼少年がどこまで正確に理解しえたかは疑わしいとしても、こういう教科書で勉強させられた世代のものの考え方が、そういう思想から全く無縁であったそれ以前およびそれ以降の世代と異なる方向に向かって形づくられる可能性の豊かに存在したことだけは否定できないのではあるまいか。少なくとも

自由民権運動と西欧政治思想

そういう内容をふくむ教科書が政府公認の下に学校の教科書たり得たのはこの時期の前後に例のない独特の思想的状況を示しているのであり、すぐ次の明治十年代に入って自由民権の思想があれほど多くの国民の心をひきつける力を発揮し得たのも、右のような歴史的状況の先行していることから切り離しては到底理解できない現象と考えられるのである¹¹⁾。

なお、思想の伝播に大きな役割を果たしたものとしては、新聞・雑誌、演説会があるが、特に演説会については、自由民権運動との関係で論じた方が有効と思われるので、別の機会に譲りたい。

II 啓蒙思想の特色と西欧政治思想

それでは、このように、個人の読書、回覧、学校の教科書、新聞・雑誌、それに演説等を通じて流布・伝播した啓蒙家たちの思想とはどのようなものであったのであろうか。そして、それはまた、次の時代に来る自由民権運動の時代の思想とどのような共通点をもっており、どのような点で異なっていたのであろうか。ここでは、代表的啓蒙思想家、福沢諭吉、中村正直、加藤弘之の3人に絞り、いくつかのテーマごとに著作の特色を浮き彫りにしてみたい。

1. 西欧の紹介

欧米の社会と文化を本格的に調査する試みが、すでに1860年(万延元年)頃から幕府によって行われていたことは、前稿でも既に確認したとおりである¹²⁾。そして調査報告の一つ「英国探索」における福沢の観察と思索は、慶応2年の『西洋事情』となって結晶する。「英国探索」と『西洋事情』との根本的な相違は、内容の正確さと豊富さにだけあるのではない。「英国探索」が一部の人のために書かれ、一部の人の目に触れたにすぎないのに対して、『西洋事情』は当時の一般大衆のために書かれ、明治に入ると国民的規模で読まれた。その意味で、幕末に出たこの書は明治政府の開化政策を先行実践したものだだったのである。

「西洋世界について最新の情報にもとづいて正確に伝えること」¹³⁾を目的とした『西洋事情』は、民衆に対する、いわば西欧世界のガイドブックと言えるであろう。とうぜん、それは平易なものでなければならなかった。したがって、当時としては破格ともいえるほど、簡潔で、文語的修飾を排した、客観的で冷静な文体に終始している。「文章の体裁を飾らず、勉めて俗語を用いたるも、ただ達意を持って主とするがためなり」¹⁴⁾と福沢自身が述べているが、その意図が十分実現されていることは、同じ時期に出た他の書物に比較すれば明らかである。

冒頭の一文であまりにも有名な『学問のすすめ』に比べて、『西洋事情』は今日ではほとんど顧みられることがなくなっているが、この作品の当時における役割と影響は決して『学問の

すすめ』に劣るものではなかった。今日読まれなくなっているとすれば、それは、その後の教育と学問の発達、メディアの加速度的な普及と進歩によって、私たちの世界に関する情報量が増大したからにすぎない。それに対して、長い間鎖国を強いられて自分の周りしか見てこなかった当時の日本人は、世界にはどんな国々があり、どんな人々が、どんな暮らしをしているのか、まったくと言っていいほど知らなかった。世界の産業と交通と通信がどれほど発達しているか、そしてそれを支える政治制度や教育制度、経済のシステムがどのようなものであるのか、についてほとんど知識をもっていなかった。病院制度も、学校制度も、郵便制度も、すべてを一から説明することは時代の急務であり、福沢が自らに課した使命であった。こうした欧米社会の紹介、説明、案内は啓蒙思想の大きな特色をなしている。しかし、この書が単に民俗の紹介に終ることなく、近代政治思想の基本的概念にかかわっていることは、後でまた触れるとおりである。

2. 自主・独立

福沢の一連の仕事は、確かに維新政府の開化政策を先行実践したものであった。しかしながら、新政府は最初から開化政策を積極的に推し進めようとしたのではない。維新が「復古」的側面と「開化」的側面の、相矛盾する二つの傾向を包含していたことは、「五箇条のご誓文」にも現れているとおりである。しかし、日本をとりまく国際的状況は復古＝攘夷＝閉鎖への道を許さなかったし、すでに始まっていた西欧化の波は、もはや引き返すことない強い流れとなっていた。政府中枢も、渡航・留学経験をもつ指導的官僚層（多くは新政府の官吏であったが）も、積極的外交政策と西欧の文物の導入なしには、近代日本の前途はないという信念に貫かれていた。政府の側からこの信念を表現し実行したものが1871年（明治4年）の岩倉具視米欧回覧使節の派遣であるとすれば、知識人の側からこの信念を宣言したのが、翌1872年（明治5年）に出た福沢の『学問のすすめ』である。身分制を否定し新社会を建設するためには、「実学」を重んじ、教育の機会均等を実現しなければならないと福沢は説く。しかし、それは何よりも個人の独立のためであり、そして同時に国家の独立のためである。個人の自主独立のないところに国家の自主独立はありえないからである¹⁵⁾。

自主・独立の精神を強調するのは、封建制度の基礎が従属関係から成り立っており、すべてのモラルは固定的秩序の遵守と上位者への服従の一点に集中してきたからである。これを打破して新たなモラルを打ち立てねばならないとする点では、中村正直の『西国立志編』もまた同様であった。中村がサミュエル・スマイルズの書を訳出・出版しようとしたのもまた、「自助精神」という新しい響きをもつ概念で個人の自主独立を訴えようとしたからである。

自主・独立の具体的手段として実学をすすめた福沢に対し、自主・独立への志向、品性、勤勉を強調しようとした中村は次のように言う。

国に自主の権あるゆえんの者は、人民に自主の権あるによる。人民に自主の権あるゆえんの者は、その自主の志行あるによる¹⁶⁾。

中村がスマイルズによって描く社会観、政治観は、きわめて楽天的なものであった。国の政治は、人民全体が集まって放つ光の「返照」である、すなわち国民の道德性の反映だという。だから、

人民の品行劣悪なれば、一時その政事優美なりとも、いくばくもなくして、その政事必ず退き下りて人民同等の位に至るべし。また一国あり、その人民の風俗優美なれば、一時その政事劣悪なりとも、いくばくもなくしてその政事必ず進み上り、人民同等の位に至るべし¹⁷⁾。

ということになる。

それでは「人民風俗優美」の元を成すための具体的行為とは何であるのか。それは、勉強、忍耐、工夫であって¹⁸⁾、これこそが「文化」を開かしめるものである。この思想にもとづいて、スマイルズは、いや中村は、西欧社会にあって人々がいかに勤勉・工夫のもとに身を立て、国家を利することによって、本人も国家をも独立せしめたかの実例を列挙展開して行く。いわばそれは、出身階級のいかんにかかわらず成功した産業家、文人、芸術家、軍人の列伝であって、福沢の自主独立論よりもはるかに具体的で物語の興味にあふれたものであった。

この書があればほどの成功をおさめたのは、一つには、それがわかりやすかったからである。勤勉、忍耐、工夫は封建社会にもあった。その意味でそれは、誰にもなじみやすい、旧社会から新社会へと連続した道德なのである。しかし、封建社会においてはそうした努力は家のため、村のため、藩主のためであった。が、それは今、何よりも自分自身のためであり国家のためであるという。しかも、国家の主人は君主ではなく、国民自身であるという¹⁹⁾。それは動機と目標において過去と断絶し未来を志向する、まったく新たな道德であった。

当時の青年読者にとって、『西国立志編』は『学問のすすめ』よりもずっと気軽に読めたのではないか。なぜなら、『学問のすすめ』の読者は、福沢の思想に感動すればするほど、内なる封建制の残滓を払拭すべく自己と闘わねばならなかったはずである。『学問のすすめ』が読者につきつける自己変革がどれほど大きいものであるかは、例えば明治初期の村落に生活する青年に身を置いてみなければわからないであろう。しかし『西国立志編』のしたことは、モデルを見せて青年たちの心を躍動させることであった。モデルとなる登場人物たちは、遠い異国に活躍する三百人の成功者、しかも、そこには蒸気船、蒸気機関車、紡織機などなど、目にしたことのないような機器が博覧に供されていた。新橋・横浜間に鉄道が開通する前の年の話である。読者が自己変革の痛みをとまなうことなく、エキゾチシズムと野望を満足させたとして

も不思議ではない。そこにあるのは、突如として身分制からときはなれた青年たちに、未知の世界に飛翔しうる夢だけを見せてくれる、快く希望にあふれたモラルであった。

3. 自由・平等

啓蒙思想の仕事は、単に西洋文化の紹介と自主独立のすすめに終るのではない。それは、近代的人間の条件と近代的人間が形成する国家の条件について西洋政治思想の基本的諸概念を説明し、従来とまったく異なった社会の理念とすることを、時には間接的に、また時には直接的に訴えている。間接的というのは、西欧の政治事情を紹介し基本的諸概念の重要性を認識させることによってであり、また直接的というのは、個人の自主独立を可能にする国家の条件として、基本的に自由と平等がなければならないと論ずることによってである。

間接的説得の典型例は先に述べた『西洋事情』である。『西洋事情』には、収税法、紙幣、商人会社、病院制度、学校制度、郵便制度、新聞紙、図書館などなど、実に具体的な制度が、具体的な数字を挙げて説明されている。しかし、松沢が実に的確に指摘しているように²⁰⁾、福沢が示そうとしたのは、ただ単に事実や制度だけではない。むしろ、それらの事実の背後にあって社会を成立せしめている根本原則、封建制から絶対王政、絶対王政から立憲君主制への歴史的変遷の中で人民が獲得してきたがゆえに、当時の西欧社会、特に英国において定着している近代国家の基本原則こそ、福沢が読み取って欲しかったものと言えよう。

『西洋事情』の総論的役割をなす「備考」において、福沢は近代政治の要件として自主任意（自由）、信教の自由、技術文学の奨励、教育の普及、法による支配、社会施設の六つを挙げているが、もっとも彼が関心を寄せ、しかもその訳語に難渋したのは自由の問題であった。「自主任意」とは、「国法寛にして人を束縛せず、人々みずからその所好をなし、士を好むものは士となり、農を好むものは農となり、士農工商の間に少しも区別を立てず、もとより門閥を論ずることもなく、朝廷の位をもって人を軽蔑せず、上下貴賤の別は、公務にあたりて朝廷を尊ぶのみ。その他は、四民の別なく、字を知り理を弁じ心を勞するものを君子としてこれを重んじ、文字を知らずして力役するものを小人とするのみ」²¹⁾のあり様であると言う。

したがって、ここでいう自由とは、まず職業選択の自由であり、身分制からの自由であり、個人が才能を開花させることのできる自由であり、そうした自主独立の条件を備えているという意味で、平等だと言いたかったのであろう。

こうした自由と平等の概念は、やがて『学問のすすめ』において、より明確なかたちとなって表現されている。

人は生まれながら上下の別なく自由自在云々とあり。今この義を括めて言わん。人の生まるるは天の然らしむるところにて人力に非ず。(省略)

自由民権運動と西欧政治思想

故に今、人と人との釣合を問えばこれを同等と言わざるを得ず。但しその同等とは有様の等しきを言うにあらざ、権利通義の等しきを言うなり²²⁾。

このように自由と平等は天が与える「権利通義」として認識されるにいたる。すなわち天賦の自由権、平等権の概念がここに確立されることになる。

権利通義としての平等、すなわち原理としての平等と社会的現実とは別であり、西洋の社会もまた不平等な社会であることに変わりはない。しかし、少なくとも権利通義においては平等であって、そこに不平等が生じるとすれば、それは無知ないしは精神的怠惰にあると福沢の目には映った。これが「字を知り理を弁じ心を勞するものを君子としてこれを重んじ、文字を知らずして力役するものを小人とするのみ」という一文の意味であり、これが、後に学問のすすめの中心テーマとして発展することは、本章前半の記述から容易に想像できるであろう。

翻って、当時の日本のありさまを見るに、問題はいつそう複雑であり深刻であった。なぜなら、長い間つづいた封建制度は、その構造上、必然的に制度を維持するためのイデオロギーを必要とし、その役割を果たしていたのが他ならぬ朱子学であったからである。朱子学は、政教一致・現状維持の教化精神に貫かれた正統学として学術世界に強い力を発揮したばかりではなく、社会のすみずみにまで「知足安分」の生活道徳観をゆきわたらせていた。「天ハ上ニアリ地ハ下ニアルハ天地ノ礼也。此天地ノ礼ヲ人ムマレナガラ心ニエタルモノナレバ、万事ニ付ケ上下前後ノ次第アリ。此心ヲ天地ニヲシヒロムレバ、君臣上下人間ミダレベカラズ」という林羅山の言葉²³⁾に代表されるような封建的身分的秩序の中で、福沢や同時代人は育ってきたのである。そして、多くの人々は、いまだそうした道徳に縛られて生活していたのである。

日本の不平等は、いわば理念的に正当化された不平等であった。これを覆すためには、まず理念としての平等、すなわち権利通義としての平等を宣言する必要がある。その上で、個々人が自由に自分の才能を生かせるようになるための必須条件として実学がすすめられ、教育の機会均等が主張されたのである。

「天ハ上ニアリ地ハ下ニアルハ天地ノ礼也…君臣上下人間ミダレベカラズ」という思想が支配していた社会であればこそ、「天は人の上に人を造らず人の下に人を造らずと言えり」という一文が、身分制の故に個性と才能を抑圧されていた人たちに、いかに大きな希望を与えたかが想像できるのである。時代の精神風土に身を置いて読まないのであれば、この一文は、単に修辭上のたくみさが目立つばかりの世俗的名言になってしまう。

制度上の身分制がとりはらわれた社会においては、精神の身分制が払拭されねばならなかった。原理としての自由と平等が確立されなければならなかった。そして福沢における自由と平等は、何よりも、個人の才能を開化させる自由であり、また、すべての人間にその権利が与えられているという意味での平等であった。

4. 政府の役割

このように福沢が自由の問題を、どちらかといえば個人の側からとらえたのに対して、政治の目的、国家の目的の側から説明しようとしたのが、加藤弘之であった。福沢や中村が英学を修め、英国の社会制度、政治制度に範をとったのに対して、加藤は日本におけるドイツ学の草分けである。福沢が「下流の民権説」を代表するとすれば、国家主義を基調にした「上流の民権説」論者として活躍した。とはいえ、明治初年においては政治観・国家観の変革にもっとも精力的に取り組んだ思想家の一人であることに変わりはなく、『立憲政体略』（1868年・明治元年）、『真政大意』（1870年・明治3年）、『国体新論』（1875年・明治8年）という一連の著作、とくに『国体新論』を通じて、新しい政治観・国家観を提示している。

『国体新論』第6章において、加藤は、自由権は西欧の歴史を通じ自由を侵害しようとする権力との抗争において獲得されたものであると説明した後、具体的自由権として「おのれが生命を保全すべき権利、おのれが身体を自由に使用すべき権利、おのれが所有を自由に処分すべき権利、おのれが信ずるところの教法を自由に奉じ、およびおのれが思考するところを自由に論述書記すべき権利、同志と相結びて自由に事を謀るべき権利」²⁴⁾などを紹介している。

しかも自由権は「もと天賦にして、この権なければ、たえて安寧幸福を求むるあたわざるものなれば、この権はあえて他より奪うべきはずのものにあらず。もし他よりこれを奪うときは、すなわち、その安寧幸福をもあわせてこれを奪うものというべし。このゆえに人民あればかならずこの自由権あるはもとより当然のことなり」²⁵⁾とまで断言し、「国家の主眼はまったく人民なるがゆえに（省略）、この人民を保護して、その生命と権利とおよび所有を安全ならしめ」²⁶⁾ることこそ「君主政府の職掌」であると言う。

近代国家において自由権が重要であること、政府の役割は人民の権利の保護にあることを説いたこの書において、特筆すべきは、加藤が「国体」の語をまったく新たな意味で、すなわち国学者流の意味と対極的な意味で用いている点である。加藤によれば、本来の国体とは「人民の安寧幸福を求むる」を目的とするような政体のことであり、天皇も政府もこの原理を逸脱することはできないとして、次のように国学者の天皇専制主義を批判する。

和漢等にて従来の国体とするところ、かくはなはだ天理に背反し、人生に悖戾（はいれい）するゆえんひとたび明らかなるにいたりては、人々従来の頑論陋（ろう）見を去りて、真誠の国体を育成するをつとめ、たとい万世一系の本邦といえども、また万国と同じく、国家の主眼は人民にして、天皇および政府はとくにこの人民を保護勸導して、もってその安寧幸福を求めしむるがために存在したもうものとなすべく、天皇および政府もまた特にこの理にしたがいて、その職を尽くしたもうべきこと緊要なり。しかるに国学者流の輩、これらの理は夢にも知らざるがゆえ、とくに皇統一姓のみを誇称し、みだりに尊王卑民の説を唱え、しきりにこれを主張するがごときは、その志はもともと不是ならずといえども、

その論真理に合せざるがゆえに、ますますかの野鄙陋劣の国体を養成するにいたれり。あに歎ぜざるべけんや²⁷⁾。(下線は筆者による)

原理としての平等観を打ち立てようとした『学問のすすめ』は、朱子学に支えられた原理としての不平等観を相手にして闘わねばならなかったが、新しい国体、すなわち立憲民主政体を原理としようとする『国体新論』は、国学が正当化しようとするもう一つの不平等観を相手にしなければならなかった。しかも、相手は朱子学以上に厄介であった。というのも、朱子学が徳川幕府という敗者のイデオロギーであるのに対して、国学は倒幕を支えた勝者のイデオロギーとして強い勢力を保ち続けているからであった。そして、その不平等観は、維新政府が天皇を政治的、精神的中心としてその権力を強化し絶対化しようとする現実の中で暗黙の内に了解されていた、あるいは了解を余儀なくされていたからであった。『国体新論』から3年後の明治7年に提出される民撰議院設立建白書が「臣等伏して方今政権の帰するところを考察するに、上帝室にあらず、下人民にあらず、而も独り有志に帰す」という一文で始まっているところからも、当時において天皇制がもっていた意味の重さを十分に理解できるであろう²⁸⁾。

加藤の上述のような強い立憲政体賛美の論調と国学者流の封建的専制主義に対する激しい批判は、こうした政治と思想のコンテキストの中で読んでではじめて、いかにそれが新しいものであったか、そして当時の読者に新鮮な衝撃を与えたかが理解できるのである。と同時に、なぜ彼が、守旧論者や国権主義者からは手痛い非難をあびせられ²⁹⁾、1881年(明治14年)、『国体新論』を含む初期の三部作を自ら絶版にするにいたるのか、さらには翌1882年(明治15年)には『人権新説』を出版し『国体新論』の天賦人權論を根底から否定し、反天賦人權論者として権力的、保守的傾向を深めてゆくのが理解できるのである。しかし、ここで問題にするのは、彼の変説や転向ではなく、『国体新論』の啓蒙書としての価値であり、当時の読者に与えたインパクトである。

今少し『国体新論』に沿って加藤の主張を聞くならば、真誠の国体は、国憲憲法を制定したところに成立する立憲君主政体であるという³⁰⁾。しかも立憲国家においては、人民は「おのれが代理者なる立法府の議員を選択する権利」、すなわち『人民預政の権』をもつと断言する。これを見れば、加藤が、少なくとも『国体新論』執筆当時は、その後の日本の行くべき方向として、天皇を君主とする立憲政体、しかしあくまで国家の主眼を人民においた、人民の安寧幸福を職掌とするような立憲政体を指し示していたと言えよう。加藤が自分の書を絶版にし、その内容をどれほど声高に否定しようとも、一端世に出た書物は作者の手を離れて独り立ちし、自由の何であるか、政府の役割の何であるか、立憲政体の何であるかを明確に説明し、それを近代国家の基本原則として高らかに宣言しているのであり、その結果自由民権運動の一つの有力な論理的根拠としてはたらくことになるのだ。

この章を終るにあたって、政府は国民の名代であること、国民が権力を政府に委任するのは、国民と政府との契約であること、したがって、国民には、政府に権力を委任する側面と、政府との約束に従って法を守る側面の二面があることを福沢が『学問のすすめ』で力説していることを付け加えておこう³¹⁾。ここには、西欧政治思想における契約説が不十分な形ながらも紹介されている。個人の自由と平等の概念が打ち出され、それを守るために政府に権力を委任するという思想が現れ、具体的政体として立憲制、代議制が紹介されているのであれば、もはや、自由民権運動に必要な思想的条件は、ほぼ出揃ったというべきであろう。

おわりに

私たちは、日本における啓蒙の時代ともいえる10年ばかりの時代を、3人の代表的思想家を中心に眺めてきた。この10年の社会的現実を見るならば、それはここで扱った作品の色調が示すようなばら色の時代ではない。それは政府の基礎が定まらない時代であり、日本の国際的地位のきわめて脆弱な時代であり、凋落の階級と上昇の階級がはっきりと入れ替わって、権力とともに経済的基盤を失った階級の不満が鬱積した時代であった。維新に世直しを期待した人たちが、次々と期待を裏切られる時代であり、そればかりか、前の時代には想像もつかなかった、全国民を巻き込むような役務が次々と実行に移された時代でもあった。飢饉の数は幕末を上回り、不満や意見の相違はただちに暗殺となって反対派を除去しようとする暴力の時代であった。それは不安の時代であり、行方の知れない時代であり混沌の時代であった。

しかし、にもかかわらず、世の中が変わろうと模索していたのは確かなことであった。暴力によってではなく、ことばの力によって、すなわち書物や教科書や演説や新聞雑誌の力によってその動きに一定の方向を与えようと試みた人がいたこと、また、それに呼応する何十万読者が、嬉々としてそのメッセージを受け取ったこともまた事実であった。個々人の幸福と自主独立の追求、自由と平等の実現、人民の幸福のための立憲政府の樹立などが初めて語られ、ほのかな予感をともなって提示されたことも事実なのである。固定した時代でなく、混沌の時代であればこそ、人々は遠くを見ることができたのである。それは、希望をはらんだ混沌の時代であった。

しかしまた、1875年（明治8年）には、新聞条例および讒謗律が制定され、同年明六雑誌は廃刊を余儀なくされ、1880年（明治13年）には、第2章で見た啓蒙教科書の内、多くのものは使用禁止となる。翌1881年（明治14年）、内務省は加藤弘之の絶版届にもとづいて『真政大意』、『国体新論』を販売禁止にする通達を発行、翌1882年（明治15年）、加藤自身が『人権新説』を刊行して自ら天賦人権論を否定する。要するに啓蒙の時代は長くは続かなかったのである。自由民権運動が挫折した民主主義運動だとするならば、啓蒙時代は、夭折した思

想運動の時代だと言えるであろう。

しかし、それはむだに夭折したのではない。書物は、いったん世に出しまえば、著者たちの意図をはるかに超える力を発揮する。読者は、時代時代のコンテクストにおいて、その書を読むからであり、自分が求めるもの、時代の要求するものをマークして、それを現実の中で増幅してゆくからであろう。明治初期思想家たちの啓蒙活動には、大きな時代的制約があった。しかしまた彼らの啓蒙活動は、自分たち自身もはかることができず、制限することのできない可能性をはらんでいた。この時代のコンテクストは混沌であった。しかし、それは希望にみちた混沌であるがゆえに、人々は、作者が意図する以上のものを読み取ったのである。とはいえ、時代のコンテクストは決して単純明快ではなかった。やがてはじまる自由民権運動の宣言は「臣等伏して」はじまるのであり、上帝室と下人民とを並列させているからである。

私たちは、ようやく自由民権の開始時期までたどりついた。いよいよ次の論文から、西欧政治思想と自由民権運動の思想が比較検討されねばならない。とはいえ、本論において啓蒙の時代が十分検証できたとは考えられない。例えば、明六社の活動については十分触れられなかったし、取り上げることでできなかった思想家も少なくない。本筋に入って主題を展開してゆくと同時に、本論で十分に論じつくせなかった問題は継続研究を必要とするであろう。

注

- 1) 中村啓佑「自由民権運動と西欧政治思想 一比較文化の視点から— (1) 運動概略」, 追手門学院大学文学部『東洋文化年報』, p. 9, 1997
- 2) 江村栄一「自由民権を考える」, 江村栄一編『自由民権と明治憲法』, 近代日本の軌跡2, 吉川弘文館, pp. 4-6
- 3) 前掲書, p. 3
- 4) 林屋辰三郎編『文明開化の研究 京都大学人文科学研究所報告』, 岩波書店。飛鳥井雅道『文明開化』, 岩波書店
- 5) 森有礼「民撰議院設立建白書の評」, 『明六雑誌 上』, 岩波書店 pp. 105-108。明六社にも微妙な意見の対立があった。この問題については、遠山茂樹『福沢諭吉』, 東京大学出版会 pp. 95-129を参照。
- 6) 永井道雄「断絶の時代における飛躍」, 日本の名著33, 『福沢諭吉』, p. 17
- 7) 福沢諭吉『学問のすすめ』, 岩波書店, p. 9
- 8) 渡部昇一「中村正直とサミュエル・スマイルズ」, 講談社学術文庫『西国立志編』, p. 546
- 9) 井上光貞他編, 日本歴史体系13『明治国家の成立』, p. 170
- 10) 筆者は長野県松本市にある重要文化財旧開智学校校舎の展示室で、当時の教科書何点かの実物に接することができた。当時の教科書の内容は、海後宗臣・仲新編『日本教科書大系 近代編』に収められている。
- 11) 家永三郎『日本近代憲法思想史研究』, 岩波書店, pp. 39-40
- 12) 中村啓佑「自由民権運動と西欧政治思想 一比較文化の視点から— (2) 遣外使節団の記録3編

に見る西欧政治制度」, 追手門学院大学文学部『アジア文化年報』, 1999, pp. 5-8 参照。

- 13) 松沢弘陽『近代日本の形成と西洋経験』, 岩波書店, p. 201
- 14) 福沢諭吉『西洋事情』, 初編, 巻の一, 小引, 『日本の名著』33, p. 357
また, 後年全集の緒言に次のように述べている。
「全体君等が西洋の原書を翻訳するに四角張った文字ばかりもち振るは何の為めなるや, 詰る所は漢学流の機嫌を取るつもりならんなれども, 今の文明世界に漢字を詮索するが如き閑日月はある可らず, 御同前に眼中漢学者なしと度胸を定めて, 唯新知識の伝播を勉むべきのみ云々とて, 朋友の間柄, 他に憚る所もなく, 互に思ふ所を談話したる事あり。」『福沢全集緒言』, 福沢諭吉全集第1巻, 岩波書店, p. 9
- 15) 『学問のすすめ』, 三篇に「一身独立して一国独立する事」の一章がある。pp. 29-34
- 16) サミュエル・スマイルズ著, 中村正直訳『西国立志編』, 講談社学術文庫, p. 51
- 17) 前掲書, p. 58
- 18) 前掲書, p. 63
- 19) 「けだし西国の君は, たとえばすなわち御者なり。民人は, たとえばすなわち車に乗る者なり。そのまさにいずれの方に向かって発すべく, いずれの路によりて進むべきかは, もとより車に乗る者の意なり」, 前掲書, p. 52
- 20) 「けれども豊富な事実にもとづく客観的な記述は, きわめて主体的な意図の所産であった。まず全編がはっきりしたプランにもとづいて構成されている。福沢は, さまざまな資料をこのプランに従って巧みに取捨し編輯しており, 構成のプラン自体もユニークである。まず, 巻之二, 三にわたる米國, オランダ, 英国の各国についての記述は, いずれも「史記」, 「政治」から始まって軍備・財政に及んでおり, 総論にあたる巻之一の「備考」も同様に政治の原論から説き起こして「技芸」に終わっている。ここには, 「政治風俗」—現代風に言えば政治制度・政治文化こそが「経國の本」であり, 科学技術は「末」だという新しい認識がはっきりと打ち出されているのである。第二に, 国家ごとの各論的な記述に先立って「西洋一般普通の制度風俗」を記す総論的な「備考」が置かれている。福沢は, 比較と抽象によって, 個別の國家をこえて西洋に共通する「文明」をとらえるにいたったのだといえよう」前掲『近代日本の形成と西洋経験』, p. 199
- 21) 前掲『西洋事情』, 日本の名著, pp. 357-358
- 22) 前掲『学問のすすめ』, p. 21
- 23) 田畑忍『加藤弘之』, 人物叢書, 吉川弘文館, 1964, p. 6
- 24) 加藤弘之『国体新論』, 日本の名著34『西周・加藤弘之』, 中央公論社, 1997, p. 402
- 25) 前掲書, p. 394
- 26) 前掲書, p. 393
- 27) 前掲書, p. 390
- 28) 鹿野政直『近代日本思想案内』, 岩波書店, 2000, p. 77
- 29) 前掲『加藤弘之』, p. 80, また, 田畑は加藤の転向について, 『『真政大意』, 『国体新論』の弘之の思想の拠りどころは, むしろ過激なる天賦人權思想であって, 自由民権を叫ぶ或者は彼の著書を立論の根拠としたのであり, 国学者・漢学者の中には彼を乱心・賊子とするものさえあった。水戸学派の海江田信義は, 弘之の説に日本国体と容れざるところがあるとして, 怒って刺殺もせん勢いで弘之に迫ったという。」同書, p. 42
- 30) 前掲『国体新論』, p. 398
- 31) 「政府には米もなく金もなきゆえ, 百姓町人より年貢運上を出して, 政府の勝手方を賄わんと, 双方一致の上, 相談を取極めたり。これ即ち政府と人民の約束なり」前掲『学問のすすめ』, p. 23,